

特定非営利活動法人地球の友と歩む会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人地球の友と歩む会（英語名 L I F E： Live with Friends on the Earth）と称する。

(事務所等)

第2条 本法人は、事務所を東京都千代田区に置く。また必要に応じて、理事会の決定により支部を設けることができる。

(目的)

第3条 本法人は、以下の項目をその目的とする。

- (1) 同じ地球に住む全ての地域の人々との相互理解と協力を推進し、平和な住み良い社会の創造、豊かな自然環境の保全に貢献する。
- (2) 前項と共通の目的を持つ人々が集い、自発的に活動に参画することを通して、自らを向上させることができる場を提供する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 本法人は第3条の目的を達するため、特定非営利活動に係る以下の事業を行う。

- (1) 海外協力事業
- (2) 海外交流事業
- (3) 国際理解促進事業
- (4) 自然環境保全事業
- (5) 市民活動推進事業
- (6) 啓発・交流促進事業
- (7) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、以下の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(会費)

第7条 会費の額および種類は、理事会において定める。会員は会費を毎年、定められた時期に納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員の入会について、特に条件は定めない。入会手続きは別に定める入会申込書を理事長に提出し、会費を納入することにより完了する。

(会員の資格)

第9条 会員が以下の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会の申し出をしたとき
- (2) 死亡したとき、または会員である団体が解散したとき
- (3) 1年を超えて会費を滞納したとき
- (4) 総会の議決を経て除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第13条 本法人には、以下の役員を置く。

- 理事 6名以上15名以内
監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員（団体の場合にあつてはその代表者）の中から選任する。

2. 理事は互選により、理事長を選任する。理事長が、職務を遂行できなくなった場合は、理事会において代理を選任することができる。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20号各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事または本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務執行を総理する。

2. 理事は理事会を構成し、定款並びに総会および理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
3. 監事は、以下に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況または本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員が、補欠、増員のため選任された場合の任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
3. 役員は、解任の場合を除き、後任者の就任まで職務を行う。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が以下の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、職員を兼務する理事は有給とすることができる。

2. 前項の規定により報酬を受けることのできる理事は、その総数の3分の1以内とする。

第4章 総会

(種別)

第20条 本法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面または電磁的方法、ファックスによって、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開会の少なくとも5日前までに書面、電磁的方法、ファックスをもって通知しなければならない。
3. 理事長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、委任状によるものを含め、正会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることが出来る。

2. 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。または、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法、ファックスをもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法、ファックスによる表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、出席した会員または役員の中から選出された議事録署名人1名以上が議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、以下の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事3分の1以上から、招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会)

第34条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。

(表決権および定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。また理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法、ファックスをもって表決することができる。また即時性、双方向性の確保されたインターネット会議やテレビ会議による参加も有効とする。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決に置いて、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

また、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席した理事の名前
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長および理事長を議事録署名人とし、記名押印しなければならない。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第37条 理事会または理事長は、その諮問機関として運営委員会を設けることができる。

2. 運営委員会は、理事会または理事長に、本団体の運営の具体的な検討を行う責任者として指名された理事および当該理事に指名された会員または当該理事が必要と認めた者で構成される。

第7章 事務局

(設置等)

第38条 本法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。職員は、理事が兼務することができる。
3. 職員は理事長が任免する。
4. 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、以下に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金および助成金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(費用の支弁)

第42条 本法人の費用は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 理事長は、その事業年度の事業計画および予算に関する書類を作成し、監事の監査を経た後、理事会において3分の2以上の承認を得た上で、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、予算成立前およびやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第46条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第47条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選任)

第49条 本法人が解散したときは、理事が精算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）のときに有する

残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経たものに、譲渡するものとする。

(合併)

第51条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本法人の公告は、本法人の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第11章 補則

(補則)

第53号 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、本法人の成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員は以下のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、平成13年度（2001年）の通常総会までとする。

理 事 長	大 石 嗣 郎
理 事	定 家 修 身
理 事	向 當 稔
理 事	緑 川 清 明
理 事	斎 藤 尚 久
理 事	山 本 賢
理 事	小 野 山 普
理 事	郡 司 範 夫
理 事	米 山 敏 裕
理 事	紺 野 静 香
理 事	赤 石 和 則

3. 本法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本法人成立の日から平成12年（2000年）3月31日までとする。
4. 本法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この定款は、平成30年7月28日から施行する。
6. この定款は、平成30年8月29日から施行する。
7. この定款は、令和2年1月27日から施行する。